

日程第1

会議録署名人の指名について

本日の臨時評議員会の会議録署名人に、次の二人を指名致します。

 知念 良光 評議員

 小嶺 安雄 評議員

令和4年11月2日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

日程第2 議案第1号

理事の補欠選任について

本会理事の山川 仁（豊見城市長）氏の任期満了に伴い、理事辞任の意思表示がされたことから、定款第22条第1項に基づき、理事の補欠選任を行う。

理事 古謝 景春（南城市長）

[任期：評議員会で選任された日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで]

令和4年11月2日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

[参考 一般財団法人南部振興会（定款） 抜粋]

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

日程第3 報告第1号

特定資産の移譲について

令和3年度において、財政調整積立金を全額繰り入れしたことにより、法人会計の運営に支障をきたすため、財産管理運営事業資産より譲受けることについて、理事会の承認を得たので、報告する。

法人会計運営資金

5,500,000円

報告

令和4年11月2日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

日程第4 報告第2号

令和4年度一般財団法人南部振興会奨学生について

令和4年度一般財団法人南部振興会奨学生につきましては、選考委員会での選考及び理事会の承認を得たので、報告する。

No.	氏名	推薦市町村	大学名
22-1	████████	南風原町	████████████████████
22-2	████████	南風原町	████████████████████
22-3	████████	豊見城市	██
22-4	████████	南城市	████████████████████

報告

令和4年11月2日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

[参考 一般財団法人南部振興会奨学金貸与規程抜粋]

(奨学生の願書と選考)

第3条 奨学生を願い出るときは、次の書類を出身市町村を経由し理事長に提出しなければならない。

2 奨学生は、前項にかかげる書類及び調査によって奨学生選考委員会の選考を経て理事会において決定する。

令和4年度一般財団法人南部振興会表彰について

令和4年度一般財団法人南部振興会表彰被表彰者について、表彰規程第8条第1項により10月18日開催の表彰選考審査委員会では、各団体より推薦のありました3名の選考を行い、同日開催の理事会の承認を経たので、次のとおり報告する。

なお、令和4年度表彰祝賀会の開催については、表彰規程第4条第1項により令和5年度の表彰者と合わせて表彰を行う。

No.	氏名	年齢	部門	市町村	推薦団体	該当条項第3条第1項
1	前田 公生	67歳	社会福祉	南城市	南部保護区保護司会	第6号
2	赤嶺 貢	64歳	社会福祉	糸満市	糸満地区交通安全協会	第6号
3	仲田 建匠	63歳	地方自治	南大東村	南部市町村会	第1号 第2号 第5号

報告

令和4年11月2日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

[参考 一般財団法人南部振興会表彰規程 抜粋]

(表彰の方法)

- 第4条 表彰は、1月を定期する。但し、被表彰者が、5名未満の場合次年度に表彰する。
2 表彰は、表彰状及び記念品を贈り、その功を称える。

(被表彰者の決定)

- 第8条 理事長は、被表彰者を決定する場合審査会の議を経て、本会理事会の承認を経なければならない。ただし、同一人を2回以上表彰することは出来ない。
2 第2条第7号の被表彰者については、前項の規定に関わらず、南部振興会理事会の議を経て決定し、表彰することが出来る。
3 理事長は第1項及び第2項の規定により被表彰者を決定した場合は、第5条に定める団体、個人に通知しなければならない。

その他

理事、監事、評議員及び代表理事の登記完了について

[登記簿（複写）：別添のとおり]